

【新規事業のお知らせ】

陸別町ケア付き一時住まい事業「かっこうの家」

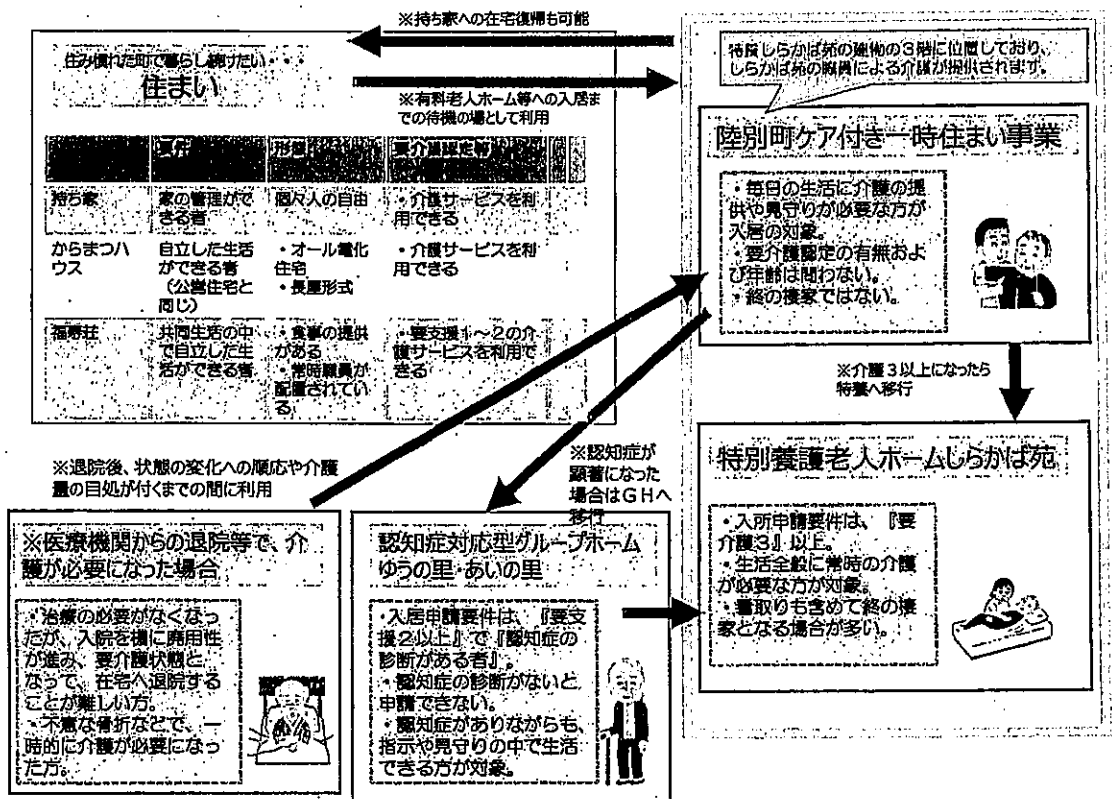


◇どんな事業なのか？

特別養護老人ホームしらかば苑の中で行われる事業ですが、終の棲家ではなく、本人やご家族がその状態に見合った次の生活の場を見つけることができるよう、一時的な生活の場とケアの提供を行う事業(住まい)です。

※事業の実施主体は陸別町ですが、事業の実施にあたり必要な業務については、社会福祉法人北勝光生会に委託しています。

※この事業を連続して利用できる期間は、町が一時的に生活の場の利用として認める期間であり、概ね6か月以内とします。ただし、適宜利用評価を行い状況を確認するので、利用期間の変更(短縮および延長)ができます。



◇利用対象者

陸別町内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する認知症の診断がない方とします。

- ①在宅において何らかの要因で介護や見守りが必要になった方
- ②現状では介護サービスを利用しても在宅での生活が難しいと認められる方
- ③一時的に施設等での介護がなければ生活ができないと認められる方
- ④その他、町長が認める方

※年齢の制限はなく、介護認定の有無は問いません。



◇事業内容

特別養護老人ホームしらかば苑の職員が必要なケアの提供を行います。提供するケアの内容は次のとおりですが、陸別町地域包括支援センターで「暮らし計画」を作成させていただき、個人に必要なケアを行います。介護サービスの利用も可能です。

《行うケアの内容》

- ①一時的な生活の場の提供 ②入浴や排泄など、個人に必要な介護の提供 ③食事の提供
- ④洗濯や掃除などの家事の供与 ⑤健康管理の供与 ⑥安否確認および状況把握
- ⑦各種生活相談および助言 ⑧その他、必要なもの

◇利用料について

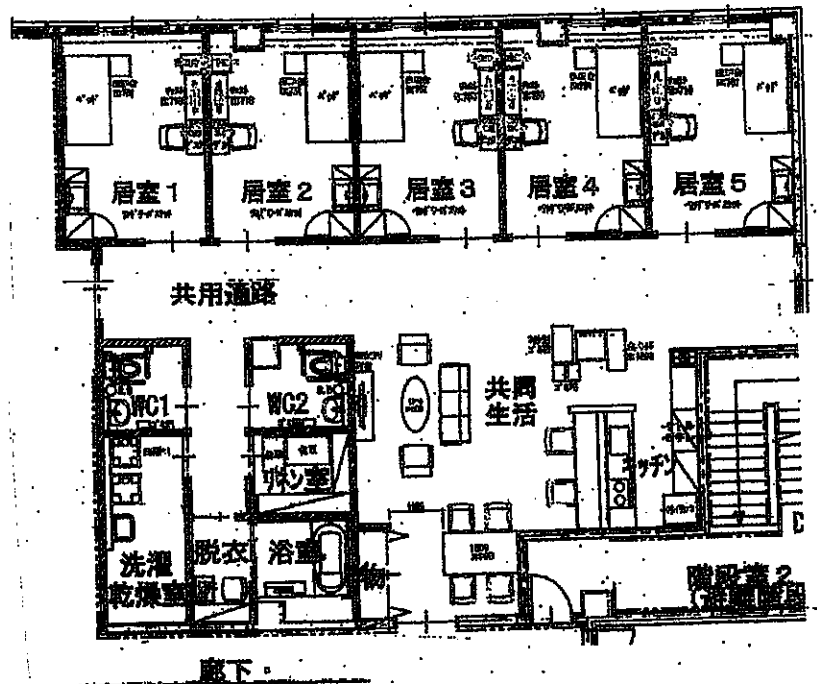
この事業を利用する方は、町が規則に定める収入に応じた区分により居室料を決定し、その他利用料および食費の実費を負担していただきます。

- ・利用料～(月額) 862円
- ・食費～(月額) 3食で1,445円
- ・居室料～(月額) 1,190円～2,810円 *収入に応じた区分により決定します

◇事業の概要

- ・利用定員～5名(全5室)
- ・居室の広さ～約10畳(17㎡)

※特別養護老人ホームしらかば苑の3階部分に位置しています。



◇利用の方法

この事業の利用を希望する方は、町に申請書を提出し、利用判定会議を経て、利用の可否が決定されます。詳細については、担当までお問合せください。

【問合せ・申請先】

陸別町保健福祉センター介護保険担当・陸別町地域包括支援センター(陸別町保健センター内)
《電話》0156-27-8001